六　高齢者保健福祉人口	六十五歳以上	算式	F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額 $G_{令2}$＝0.02689 $G_{令3}$＝0.02169 $G_{令4}$＝0.02243 $G_{令5}$＝0.00475 $G_{令6}$＝0.00719 $G_{令7}$＝0.01160 H_n　公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $I_{令6}$＝0.00719 $I_{令7}$＝0.01160 J_n　こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $K_{令6}$＝0.00431 $K_{令7}$＝0.00696 L_n　子育て関連施設における環境改善事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $M_{令6}$＝0.00719 $M_{令7}$＝0.01160 N_n　認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型をいう。）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $O_{令6}$＝0.00431 $O_{令7}$＝0.00696

六　高齢者保健福祉人口	六十五歳以上	算式	F_n　児童相談所一時保護施設整備事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般補助施設整備等事業（一般分）に係る地方債の額に相当する額 $G_{令2}$＝0.02147 $G_{令3}$＝0.02174 $G_{令4}$＝0.00345 $G_{令5}$＝0.00475 $G_{令6}$＝0.00719 H_n　公共施設又は公用施設におけるこども・子育て支援機能強化のための改修事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $I_{令6}$＝0.00719 J_n　こども・子育て支援機能強化のための公共施設の新築、増築又は改築事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $K_{令6}$＝0.00431 L_n　子育て関連施設における環境改善事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $M_{令6}$＝0.00719 N_n　認定こども園（公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型をいう。）の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の整備に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得たこども・子育て支援事業に係る地方債の額に相当する額 $O_{令6}$＝0.00431